第11次留萌市交通安全計画の概要

第1章 交通安全計画について

1 計画の位置付け・期間等

(1) 根 拠:交通安全対策基本法第26条

(2) 作成主体: 留萌市

(3) 期 間:令和4年度~令和8年度

(4) 目 的:人命尊重の理念のもとに交通事

故のない社会を目指して総合的な交通安全対策を推進し、市民

の安全の確保を図る。

2 計画の基本理念

【交通事故のないまちを目指して】

【人優先の交通安全思想】

【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

- (1) 交通社会を構成する三つの要素
- (2) 救助・救急活動及び被害者支援の充実
- (3) 参加・協働型の交通安全活動の推進
- (4) 効果的・効率的な対策の実施

3 計画の推進

- (1) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (2) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

4 計画期間において特に注視すべき事項

- (1) 高まる安全への要請と交通安全
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

第2章 交通事故等の現状等

1 道路交通事故の現状

【留萌市交通事故年別発生状況の推移】



≪第10次交通安全計画における目標について≫

- ・「交通事故死者数0人」については、令和2年及び令和3年のみ達成している。
- ・「人身を伴う交通事故発生件数を10件以下」については、令和3年のみ達成している。

≪第10次交通安全計画における交通事故の現状について≫

- ・ 傷者・死亡者については、20歳代から50歳代が大半を占めており、65歳以上の高齢者は、 約2割となっている。
- 「前方不注意」、「前左右府確認」、「ブレーキ操作」などの安全運転義務違反が大半を占めており、「うっかり型」の事故が多発してる。
- ・ 事故の約半数が市道で発生しており、次点には、市内に3線ある国道で発生している。
- 事故の6割以上が交差点または、その付近で発生している。
- ・ 交通事故の約4割が業務中・通勤中に発生している。

2 踏切事故の現状

平成29年を最後に踏切事故は発生していない。

第3章 交通安全計画における目標

- L 道路交通の安全についての目標
 - 年間交通事故死者数ゼロを目指す
 - ・ 年間の人身を伴う交通事故発生件数 1 0 件 以下を継続する
- 2 踏切道における交通の安全についての目標
 - 事故の発生を極力防止する。

第4章 施策の柱と重点課題

【施策の柱】

| 道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

3 救助・救急活動の充実

4 被害者支援の充実

5 踏切道における交通の安全

【重点課題】

1 高齢化社会を踏まえた 総合的<u>な対策</u>

高齢者に対する総合的な交通安全対 策の推進、公共交通機関への利用の 誘導

2 子どもの安全確保

安全な歩行空間の確保、保護者への 啓発

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するための社会環境 づくり

4 スピードダウン

交通安全意識の高揚

5 シートベルトの全席着用

交通事故の実態に基づく必要性の普 及啓発

6 自転車の安全利用

自転車の交通ルール、マナーに関する交通安全教育の充実

7 生活道路における 安全確保

地域における速度抑制を図るための 道路交通環境の整備、安全な走行方 法の普及

8 踏切道における 交通安全対策

踏切の状況を勘案し、構造、横断施設、交通規制、統廃合等の必要性について検討

9 冬季の交通の安全

交通環境や路面状況に応じた対策、 冬期間における歩行空間の確保

第5章 講じようとする施策

施策の柱

推進施策

1 道路交通環境の整備

- (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (3) 交通安全施設等の整備の推進
- (4) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (5) 効果的な交通規制の推進
- (6) 自転車利用環境の整備
- (7) 公共交通機関利用の促進
- (8) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (9) 冬季道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全運動への参加・協働の推進
- 3 救助・救急活動の充実
- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

4 被害者支援の充実

- (1) 交通事故相談窓口の周知
- (2) 損害賠償の請求についての相談
- 5 踏切道における交通の安全
- (1) 踏切道における交通規制要望
- (2) その他踏切道の交通の安全を図るための措置